

府 監 第 1136 号  
平成 21 年 5 月 15 日

請求人 様

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪府監査委員 | 梅 本 憲 史 |
| 同       | 谷 口 昌 隆 |
| 同       | 磯 部 洋   |
| 同       | 赤 木 明 夫 |
| 同       | 京 極 俊 明 |

### 住民監査請求について(通知)

平成 21 年 4 月 27 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

##### (1) 請求の要旨

本件の住民監査請求の要旨は、次のとおりである。

瓜破北連合町会役員が行った平成 20 年度の駐車場管理業務委託費の支出に不明朗な点が多くあり、不正利用が予測されるため、駐車場管理委託業務の方法の見直し、駐車場管理委託業務費の見直し、公金の不正流用の再発防止など必要な措置を求める。

なお、当該行為の違法、不当な理由及び大阪府に生じた損害については別紙に記載している。

##### (2) 別紙の内容

以下に別紙の内容を記載する。

##### 『1 駐車場管理業務委託費について

現在、大阪府住宅管理センターより委託金を受けて、業務を代行しているのは瓜破北連合町会です。

その支出の中で環境美化清掃費が

H16～H19 延時間はほぼ 3000 時間前後です。

しかし、H20 // 1900 時間と約 2/3 に減っているのに、ガソリン代(雑費)は、急に 2 倍以上増えています。しかも、給与手当は、H19～20 延時間 1200～1300 時間とほとんど変化がありません。

ガソリン価格の上昇もあったと思いますが、3 つの項目の上下が矛盾していません。

また、「振替金」として ¥5,000,000 が災害基金として、別会計になっていますが、

住宅管理センターより委託されているお金を災害基金として町会の一般会計に移すのは、おかしいと思います。

H20 事務用品費に「社協役員名札プレート」代として¥24,334 支出されていますが、ネームプレートは、そんなに高価なものなのでしょうか。何人分かも不明です。「社会福祉協議会」は、大阪府とは無関係なのですか？

## 2 夏祭り収支決算報告について

夏祭りにも駐車場管理委員会より協賛金を頂いています。H19 に関西電気引き込み工事代として¥425,250 支出されています。櫓の配線工事費は、すでに工事費に含まれています。なんの工事をしたのかは不明ですが、工事代としては、かなり高額ではないかと思います。H18 の印刷事務費は、案内状と礼状のみで¥25,385 です。ということは、H19～20 にかけて、6万～7 万円増えているのは、ポスター代ということになります。そんなにかかるのでしょうか？ H18 接待費¥66,770 が H19～20 に¥149,571、¥138,881 とほぼ倍以上になっています。来賓がそんなに急に増えたのでしょうか？ H17～19 に¥57,000～71,250 だった役員給食代が H20 に¥119,010 になっています。巻き寿司の本数には変化がありません。

## 3 敬老の日 記念式典収支について

これも駐車場管理委員会より、協賛金¥200,000 を受けています。H17～19 の「式典記念品」からみると単価¥1,000 の弁当を 240 個支給されており、合計240,000 です。H20 は、弁当代を除くと、約¥77,400 が表彰者記念品と「来賓土産額縁」代です。表彰者記念品代は H17～19 は「記念品代」に含まれていますが、H20 はなぜか「式典記念品代」に含まれています。「額縁」の単価、及び、表彰者記念品代は不明です。この「額縁」を頂いて帰られた来賓者名も不明です。H17～18 の報告からみると、お年寄りの大部分の方は 500 円の記念品と 1,000 円のお弁当を配られています。「額縁」もピンからキリまでであると思われますが、もし 500 円なら 500 円の額縁とはどんな額縁なのでしょう？ 敬老の日の記念品対象者は H19 までは 65 才以上でしたが、H20 からは 70 才以上に変えられています。

## 4 集会所運営部会計について

これも住宅供給公社より「光熱費」として¥36,000 頂いています。H20 に集会所にクーラーが設置されています。(H1に購入したものが古くなったので、1 台購入すると報告がありました。)H19 に 3 台だった備品が 4 台に増えています。仮に 1 台買ったとしてクーラー代¥531,900 もかなり高額だと思いますが、業務用ならこの値段もあるかもしれません。でもクーラー設置電気工事代¥287,550 は高すぎると思います。1 台分の工事費としては、ひよっとしたら工事業者からキックバックされているのではないのでしょうか？

## 5 一般会計予算及び予算(案)について

これも大阪府住宅供給公社中央管理センターより水道料金として、¥84,000 頂

いています。

H16～19に ¥360,000 だった「行動補助費」が  
H20 ¥480,000

H21(予算案) ¥720,000 と3年で倍になろうとしています。

「行動補助費」は、連合会長、連合女性部長、副会長、総務部長、会計部長の5役を支払い対象とすると瓜破北連合町会会計規則に明記されています。

また、「通信費」は H16～19 ¥120,000 だったものが、  
H20 ¥240,000

H21(案) ¥500,000 となりそうです。

支払い対象者は、副会長、総務部長、会計部長です。

連合会長とも加えてあります。(＋女性部長)

3年で4倍以上になったのも不自然ですし、¥500,000分一体何を「通信」するんでしょうか？H20とくらべた増減をH21 予算案の右端に書きました。香典とお祝い金は合計金額で一気に60万円増えています。

## 6 瓜破北連合町会 会計規則について

H19に会則が一部改正され「会長及び副会長は互選する」のが、「副会長」は「会長」が任命することになりました。各部長、副部長に並び互選であった「女性部長」は「女性部の総意」で決められたものが、「互選する」ことになっています。役職の選任方法が「総意」ではなく、個人の都合に左右される部分が増えています。』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計行為等を対象とし、当該財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 請求人が本件請求の対象としている行為は大阪府の執行機関又は職員が行った行為ではなく、瓜破北連合町会の役員が行った行為であることから、本件請求の対象はそもそも大阪府の財務会計行為等ではない。

請求人は瓜破北連合町会の収支や会則についての疑問点を記載しているが、これらの請求人の主張をもって、法第242条が住民監査請求の要件として定め

る大阪府の財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。